



News & Types: ビジネス移民法ニュース

H-1Bビザの新規申請制度による登録が3月1日から始まる

2/7/2020

Practices: 移民法

米国移民局(USCIS)は、発給数に上限枠があるH-1B（専門職就労）ビザ申請手続きに関して、2021年度の手続きで新規登録制度を導入する。本登録期間は、2020年3月1日（EST正午）から2020年3月20日（EST正午）までである。本期間中に、ビザ申請者の雇用主または弁護士は、各申請者につき10ドルの手数料（払戻不可）を支払い、<https://my.uscis.gov/> のポータルサイトで各申請者のアカウントを設定し、必要情報を入力する。登録には、各申請者の雇用主に関する情報（法的名称／登記名、FEIN、オフィスの住所、連絡先）、ビザ申請者に関する情報（戸籍／出生証明書上の名称、性別、出生日、出生地、国籍、パスポート番号）および申請者にAdvanced Degree Cap exemption（高度の学位または専門知識に基づく前述上限枠免除）資格があるか否かを示す情報が必要となる。雇用主は、ポータルサイトで1回のセッションにつき最高250人分の申請関連情報を登録することができ、同ポータルサイトで全申請者の登録料金を一括して支払うことができる。ある雇用主が、ひとりの従業員（申請者）のために重複して登録してしまった場合、その登録は否認されるので注意が必要である。

2020年3月20日に、USCISは、登録総数が、H-1Bビザの普通発給枠とadvanced degree（高度・専門職学位）対象発給枠の上限を超えているか否かを確定する。そして登録総数が上限枠を超えている場合、USCISは抽選を行う。USCISは2020年3月31日までにビザ申請者が抽選に当たったか否かを雇用主に通知すると思われる。この通知がどのような形で行われるかは不明だが、USCISは、電子通信により雇用主に抽選結果を通知すると述べた。また、雇用主は、ポータルサイトにログインして、申請者の登録状況や抽選結果を調べることができる。USCISは、その通知によって、H-1Bビザに関する90日間の申請期間と適切な申請場所（USCISサービス・センター）について説明することになる。雇用主は、H-1Bビザ申請書を提出する際には、上記通知書のコピーも申請書類一式に含めて提出しなければならない。

現在のところ、USCISは、H-1Bビザ申請にこれまで適用されていたプレミアム（優先）申請手続き(Premium Processing)を一時的に停止するか否かについては発表していない。さらに、今回導入される登録ポータルサイトとプロセスは、新たな制度であるため、雇用主は、登録に関する最新情報と必要条件に沿って、締切日を守り、抜かりなく手続きを完了させるために、本件に詳しい弁護士に相談することもできるだろう。たとえば、誤字などが生じた場合、USCISがどのように対処するかは不明である。USCISは、ビザ申請者の情報を重複して記入するなど、雇用主が登録ミスをした場合は、訂正不可能であると説明している。さらに、ポータルサイトが正確に機能せずに、抽選が実施できないなど、何らかの問題が生じれば、USCISは、従来どおりの申

請手続きに戻るようになるだろう。雇用主は、今年の電子登録手続きが予想どおりに実施されなかった場合に備えて、今後も臨機応変に申請状況に対応できるようにしておくべきである。

本年度に実施されるH-1Bビザの申請前登録や申請手段についてご質問の際は、エスター・コントレラス弁護士（econtreras@masudafunai.comまたは電話847-734-8811）までご連絡ください。